

不二速報



発行日 2006年 1月12日
第9号 (『給与構造見直し』特集号)

大学(法人)側の提案どおりなら、あなたの賃金はこうなります!

1. 賃金ベース(基本給)が2006年度から約5%引き下げられます。現在の地域調整手当は、それぞれ3%引き上げられます。したがって、制度完成時には概ね2%の賃金引き下げになります。
2. 2005年度末の基本給は保障されます(現給保障)。
したがって、2~4年程度は事実上昇給がない(調整手当改善分だけは賃金アップ)こととなります。(本来あるべき昇給がないわけですから、損失額は毎年少しずつふくらむこととなります。)
3. 今年度末の基本給を新制度による基本給が上回った時点から昇給が復活しますが、その時点での損失額は平均的な教職員1人あたり月給で約2万円、年収ベースでは30数万円となり、退職まで続きます。もちろん退職金にもはね返ります。
4. なお、若年層(30歳代前半まで)はほぼ据え置きです。しかし、40歳代以降は大幅な引き下げなので、生涯賃金でみれば損失は甚大です。
5. 非常勤職員(法人化以前から採用)の時給は、正規職員の基本給から一定の計算式で決めるので、調整手当改善分だけ上昇する(06年度については約10円)はずです。ただ、理事などからは、これを奇貨として非常勤職員間の賃金格差是正を示唆する発言が出ているので予断は許しません。

静岡大学教職員組合
静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷 836

TEL/FAX:
054(236)0173 (直)
054(237)1111 (代)
2790 (内線)

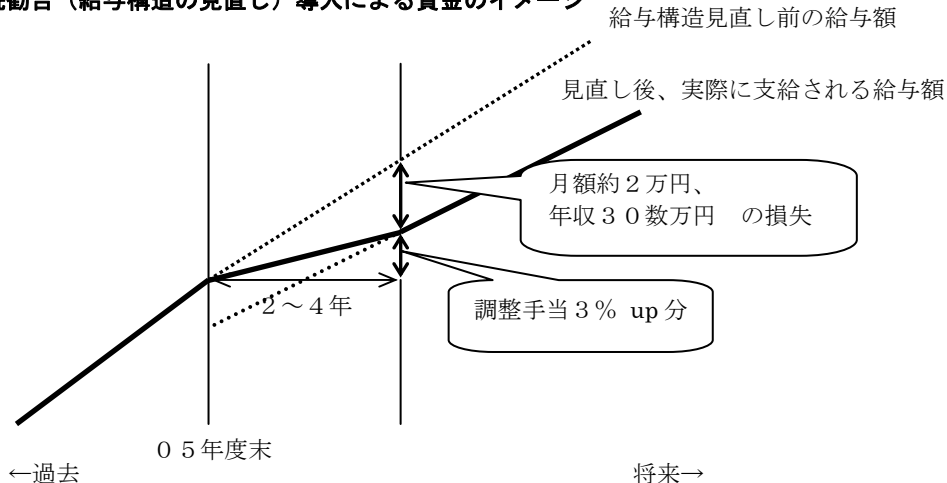
E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市城北三丁目 5-1

TEL/FAX:
053(475)9035 (直)
3910 (内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp

人事院勧告(給与構造の見直し)導入による賃金のイメージ



目次：

法人の提案どおりなら、あなたの賃金はこうなります!	1
組合の方針 法人側提案と解説	2~3
第2回代表委員会報告 05年度特昇懇談会報告	3~4
組合からの お知らせ	4

法人側の対応に対する組合の基本方針

一方的かつ大幅な不利益変更には基本的に反対します。公務員時代とは違って、「人事院勧告が……」は理由になりません。大学側がこのまま突っ走るなら、不本意ですが「良好な労使関係」はその前提を失い、組合としては強硬策を検討せざるを得ません。

法人側の提案とその解説

【法人側の提案】

17. 12. 14

給与改定について

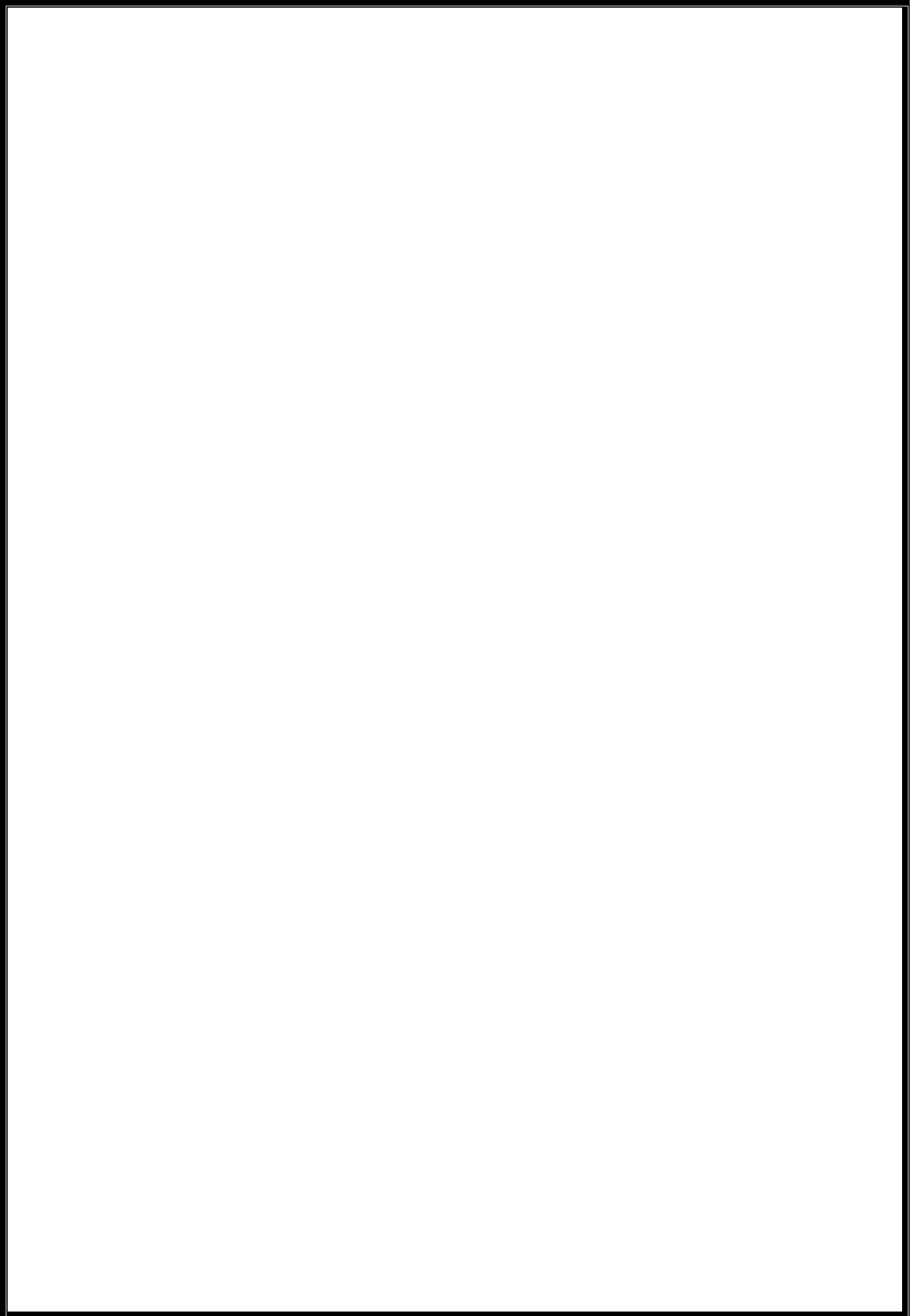
1. 教職員の給与について、次のとおり改定する。
2. 平成17年度から実施（平成18年3月1日）
 - 1) 基本給月額について、0.3%の引下げ
 - 2) 扶養手当について、配偶者に係る支給額を引下げ
(13,500円 → 13,000円 △500円)
 - 3) 大学院調整手当及び養護学校教員調整手当の引下げ
(例 教(一)5級 16,200円 → 16,100円 △100円)
 - 4) 特別資格調整手当の引下げ (△200円)
3. 平成18年度から実施（平成18年4月1日）
 - 1) 新基本給表の制定
 - ①基本給月額を平均して4.8%引下げ
(ただし、経過措置として新旧基本給月額の差額を支給)
 - ②級の再編
 - ・教(一)5級制→6級制
 - ・行(一)11級制→10級制
 - ③現号給を4分割

旧	1号給				2			
新	1号給	2	3	4	5	6	7	8

- 2) 期末・勤勉手当の引上げ 4.4月→4.45月 (+0.05月)
- 3) 地域調整手当の改定

	静岡市	浜松市・藤枝市・島田市
旧	3%	0
新	6%	3%
18年度	4%	1%

- 4) 新昇給制度の導入
 - ①昇給時期の統一（毎年1月1日）
 - ②特別昇給の廃止
 - ③昇給区分を5段階に設置
(8号給、6号給、4号給、2号給、0)
 - ④枠外昇給制度の廃止
 - ⑤55歳昇給停止措置の廃止（55歳以上の昇給幅は通常の半分）



【解説】

- ・ 3. 1) ①について
今回の提案の基本で、大幅な賃金引き下げです。
経過措置としての現給保障については、年限は切らない見込みとの回答がありました。
- ・ 3. 3) について
藤枝・島田については引き下げ幅が5%と大きくなるので(人事院勧告にはない)3%つけたとの説明がありました。来年度についてはいずれも1%の改定です。
- ・ 3. 1) ③、4) ②、③について
特別昇給に代えて昇給区分を細分するという事です。その割合は明示されていませんが、事務局長から人事院勧告の割合を基本に考えているという回答がありました。
大きな問題のひとつは、(人事院勧告どおりに)09年度までの4年間については、昇給幅をいずれも1号削り「7号給、5号給、3号給、1号給、0」とするという説明です。これは、4年間でおおむね1回定期昇給が見送られることを意味します。
- ・ 3. 4) ④、⑤について
どちらも、労働側にとって多少の改善になりますが、詳細は省略します。
- ・ 非常勤職員の賃金(時給)
若年層の賃金は据え置きで地域手当分だけアップしますから、仮に大学側の提案どおりなら、非常勤職員の賃金は引き上げられなければなりません。
組合は人事院勧告導入には反対ですが、大学側の「つまみ食い」は絶対認められないことは当然です。

『第2回代表委員会』報告

日時：12月19日(月)12時40分から13時30分

出席者：18名(うち執行部5名)

賃金引き下げ問題について

書記長から、資料に基づき、法人側の方針について説明があり、組合側としては、賃金引き下げに反対するという基本方針で、安易な妥協はせず、今後の運動を進めたい旨の提案があった。

意見交換のなかで、法人側の提案を拒否したうえで三六協定の締結拒否も視野に、人事・給与に関して、労働協約の締結や従来の人事委員会に相当するシステムの構築を目指すべき、浮いた人件費の用途を質すべき、浜松にも地域手当の上積みを求めるべきなどの意見が出された。

執行委員会で、これらの意見を踏まえて法人側との交渉を進めること、また状況の展開に応じて適宜代表委員会などを開催し組合員の意見を聞くこととした。

組合員の拡大について

書記長から、拡大の状況について報告があり、各支部に対して、なお一層の取り組み依頼があった。なお、これに関連して、特別昇給や昇格への組合の取り組みについて、もっと要求と成果がはっきり見える情宣をしてほしいとの意見が出された。

『2005年度特別昇給に関する懇談会』報告

特別昇給に関する懇談会(大学側との)が12月6日3時から開かれました。

特別昇給に関しては、おおむね組合側の要求が実現したと言ってよいと思います。また、昇格に関しても、前回の懇談で組合側が要求し大学側のリストにも入っていた方は全員昇格しました。今後は、組合側が要求したのに大学側のリストに入らなかった方たちについて、粘り強く交渉をする必要があります。



組合からのお知らせ

°・。職種別懇談会(事務職員・技術職員対象)を行ないました°・。

12月26日(月)職種別懇談会が行われました。

参加者は東部4名、西部3名とやや少なめではありましたが、特に法人側が提案している賃金問題について、さまざまな意見が出されました。

組合では、今後もこのような懇親会を随時開催していく予定です。

°・。組合員拡大を今後も推進します°・。

11、12月と組合では組合員拡大推進月間を展開しました。

その成果として、期間中に6名の新規加入者がありました。

組合では今後も組合員拡大の活動を続けていきます。ご協力、よろしくお願いいたします。

°・。★ 非常勤職員の皆さま ★°・。

「雇用を継続しない」などと言われていませんか?

継続して働きたいとはっきり伝え、組合にお知らせください。時間を減らすなど、労働条件を切り下げるような提示はありませんか?

返事をする前に、ぜひ組合までお知らせください。

ひとりで悩まないでください。みんなで解決しましょう。

静岡大学教職員組合公式HPもご覧ください。(随時更新中)

http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/

働きやすい職場を
実現したいと思いませんか?

組合員のための組合

あなたも組合に加入しましょう!

ともに、静岡大学を明るく、
働きやすい職場に
していきましょう!

新しいポスターとパンフレットが
できました。

未加入の方の加入推進に、
ぜひお役立てください。
必要な方は書記局までお申し出下さい。



《組合加入申込書》

静岡大学教職員組合執行委員長 殿

わたしは、静岡大学教職員組合に加入しますので、手続きいたします。

※氏 名 _____ E-mail _____

※所 属 _____ ※職 種 _____ 内 線 _____

※生年月日 _____

※給与号俸 _____ 昇給月 _____

※につきましては必ずお答えください。

お知らせいただきました情報は、組合員名簿作成、各種調査等に使用させていただきます。

